

## 7.9 史跡・文化財



## 7.9 史跡・文化財

### 7.9.1 現況調査

#### (1) 調査事項及び選定理由

工事の施行中における施設の建設に伴う史跡・文化財への影響が考えられることから、以下の調査項目を選定しました。

- ア. 文化財の状況
- イ. 埋蔵文化財包蔵地の状況
- ウ. 法令による基準等

#### (2) 調査地域

工事の施行中における施設の建設に伴う史跡・文化財への影響を勘案し、計画道路及びその周辺としました。

#### (3) 調査手法

##### ア. 文化財の状況

「東京都文化財情報データベース」(東京都ホームページ、平成30年6月閲覧)、「千代田区の文化財」(千代田区立日比谷図書文化館ホームページ、平成30年6月閲覧)、「中央区文化財」(中央区ホームページ、平成30年6月閲覧)等の既存資料を整理しました。

##### イ. 埋蔵文化財包蔵地の状況

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都ホームページ、平成30年6月閲覧)の既存資料を整理しました。

##### ウ. 法令による基準等

「文化財保護法」(昭和25年5月 法律第214号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)等の関係法令を整理しました。

#### (4) 調査結果

##### ア. 文化財の状況

計画道路周辺における国、都及び区の登録・指定文化財は、表 7.9-1 及び図 7.9-1 に示すとおりです。

- ・ 重要文化財 7 件（国指定 7 件）、
- ・ 登録有形文化財 5 件（国登録 5 件）、
- ・ 有形文化財 9 件（都指定 1 件、区指定 2 件、区区民 6 件）、
- ・ 特別史跡 1 件（国指定 1 件）、
- ・ 史跡 5 件（国指定 1 件、都指定 1 件、区区民 3 件）、
- ・ 旧跡 9 件（都指定 9 件）

の計 36 件が存在し、計画地内には国の指定文化財として日本橋及び常盤橋門跡、東京都の指定文化財として一石橋迷子しらせ石標、中央区の区民文化財として一石橋の親柱があります。また、計画地近傍には中央区の指定文化財として日本橋野村ビルディング旧館があります。

表 7.9-1 (1) 計画地及びその周辺の指定・登録文化財

図中 番号	指定 ・ 登録	種別	名称	所在地	指定・登録 年月日
1	国(指定)	重要文化財(建造物)	明治生命保険相互会社本社本館	東京都千代田区丸の内 2-1	H9. 5. 29
2	国(指定)	重要文化財(建造物)	東京駅丸の内本屋	東京都千代田区丸の内 1-9	H15. 5. 30
3	国(指定)	重要文化財(建造物)	高島屋東京店	東京都中央区日本橋 2-4-1	H21. 6. 30
4	国(指定)	重要文化財(建造物)	三井本館	東京都中央区日本橋 室町 2-1-1	H10. 12. 25
5	国(指定)	重要文化財(建造物)	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋 室町 1-7	H28. 7. 25
6	国(指定)	重要文化財(建造物)	日本橋	東京都中央区日本橋 1丁目・日本橋室町 1丁目間	H11. 5. 13
7	国(指定)	重要文化財(建造物)	日本銀行本店本館	東京都中央区日本橋 本石町 2-1-1	S49. 2. 5
8	国(指定)	特別史跡	江戸城跡	東京都千代田区千代田、 北の丸公園、皇居外苑	S35. 5. 20 重文指定 S38. 5. 30 国宝指定
9	国(指定)	史跡	常盤橋門跡	東京都千代田区大手町 2-7	S3. 3. 4
10	国(登録)	登録有形文化財 (建造物)	日本工業倶楽部会館	東京都千代田区丸の内 1-4	H11. 8. 23
11	国(登録)	登録有形文化財 (建造物)	松本家住宅主屋	東京都千代田区神田 多町 2-9	H12. 4. 28
12	国(登録)	登録有形文化財 (建造物)	大洋ビルディング (丸石ビルディング)	東京都千代田区鍛冶町 1-10-4	H14. 2. 14
13	国(登録)	登録有形文化財 (建造物)	よし梅芳町亭	東京都中央区日本橋 人形町 1-5-2	H14. 8. 21
14	国(登録)	登録有形文化財 (建造物)	江戸屋店舗兼住宅	東京都中央区日本橋 大伝馬町 1-5	H26. 4. 25
15	都(指定)	有形文化財 (歴史資料)	一石橋迷子しらせ石標	東京都中央区 八重洲 1-11 先	S58. 5. 6
16	都(指定)	史跡	神田下水	東京都千代田区神田多町 2-8 から鍛冶町 1-5 に 至る特別区道	H6. 3. 22
17	都(指定)	旧跡	北町奉行所跡	東京都千代田区丸の内 1-8	S30. 3. 28
18	都(指定)	旧跡	評定所及び伝奏屋敷跡	東京都千代田区丸の内 1-4	S30. 3. 28
19	都(指定)	旧跡	林大学頭邸跡	東京都千代田区丸の内 2-1 及び 2	S30. 3. 28
20	都(指定)	旧跡	東京府庁舎跡	東京都千代田区丸の内 3-5	S30. 3. 28
21	都(指定)	旧跡	お玉ヶ池	東京都千代田区岩本町 2-10	S30. 3. 28
22	都(指定)	旧跡	将門塚	東京都千代田区大手町 1-1	S46. 3. 26

注 1) 表中の図中番号は図 7.9-1 の番号に対応します。

資料 1) 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

資料 2) 「東京都文化財情報データベース」(東京都ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

資料 3) 「千代田区の文化財」(千代田区立日比谷図書文化館ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

資料 4) 「千代田区行政基礎資料集(平成 29 年版)」(平成 29 年 8 月、千代田区)

資料 5) 「中央区文化財」(中央区ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

表 7.9-1 (2) 計画地及びその周辺の指定・登録文化財

図中 番号	指定 ・ 登録	種別	名称	所在地	指定・登録 年月日
23	都(指定)	旧跡	伝馬町牢屋敷跡	東京都中央区日本橋小伝馬町 5-2 区立十思公園内	S30.3.28
24	都(指定)	旧跡	三浦按針遺跡	東京都中央区日本橋室町 1-10-8 (解説板等の設置場所)	S30.3.28
25	都(指定)	旧跡	名水白木屋の井戸	東京都中央区日本橋 1-4	S30.3.28
26	区(指定)	有形文化財(建造物)	明治屋京橋ビル	東京都中央区京橋 2-2-8	H21.1.14
27	区(指定)	有形文化財(建造物)	日本橋野村ビルディング 旧館	東京都中央区日本橋 1-9-1	H30.4.1
28	区(区民)	有形文化財(建造物)	南高橋	東京都中央区新川二丁目～ 湊一丁目(亀島川)	H2.4.1
29	区(区民)	有形文化財(建造物)	小網神社社殿及び神楽 殿附棟札・造営関係資料	東京都中央区日本橋小網町 16-23 小網神社	H3.4.1
30	区(区民)	有形文化財(建造物)	海運橋親柱	東京都中央区日本橋一丁目及び 日本橋兜町 1. 日本橋一丁目 20 番先 2. 日本橋兜町 3 番先	H5.4.1
31	区(区民)	有形文化財(建造物)	梶森神社 附 造営関係資料	東京都中央区日本橋 堀留町 1-10-2 梶森神社	H7.4.1
32	区(区民)	有形文化財(建造物)	一石橋の親柱	東京都中央区八重洲 1-11 先	H14.4.1
33	区(区民)	有形文化財(建造物)	為替バンク三井組柱頭	東京都中央区京橋2-16-1 清水建設株式会社	H25.4.1
34	区(区民)	史跡	郵便発祥の地	東京都中央区日本橋 1-18-1 日本橋郵便局	H5.4.1
35	区(区民)	史跡	江戸秤座跡	東京都中央区日本橋3-7-20 ディックビル	H5.4.1
36	区(区民)	史跡	長崎屋跡	東京都中央区日本橋室町4-2 (日本橋室町4-4-10 東短ビル)	H13.4.1

注 1) 表中の図中番号は図 7.9-1 の番号に対応します。

資料 1) 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

資料 2) 「東京都文化財情報データベース」(東京都ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

資料 3) 「千代田区の文化財」(千代田区立日比谷図書文化館ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

資料 4) 「千代田区行政基礎資料集(平成 29 年版)」(平成 29 年 8 月、千代田区)

資料 5) 「中央区文化財」(中央区ホームページ、平成 30 年 6 月閲覧)

イ. 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画道路周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 7.9-2 及び図 7.9-1 に示すとおりです。

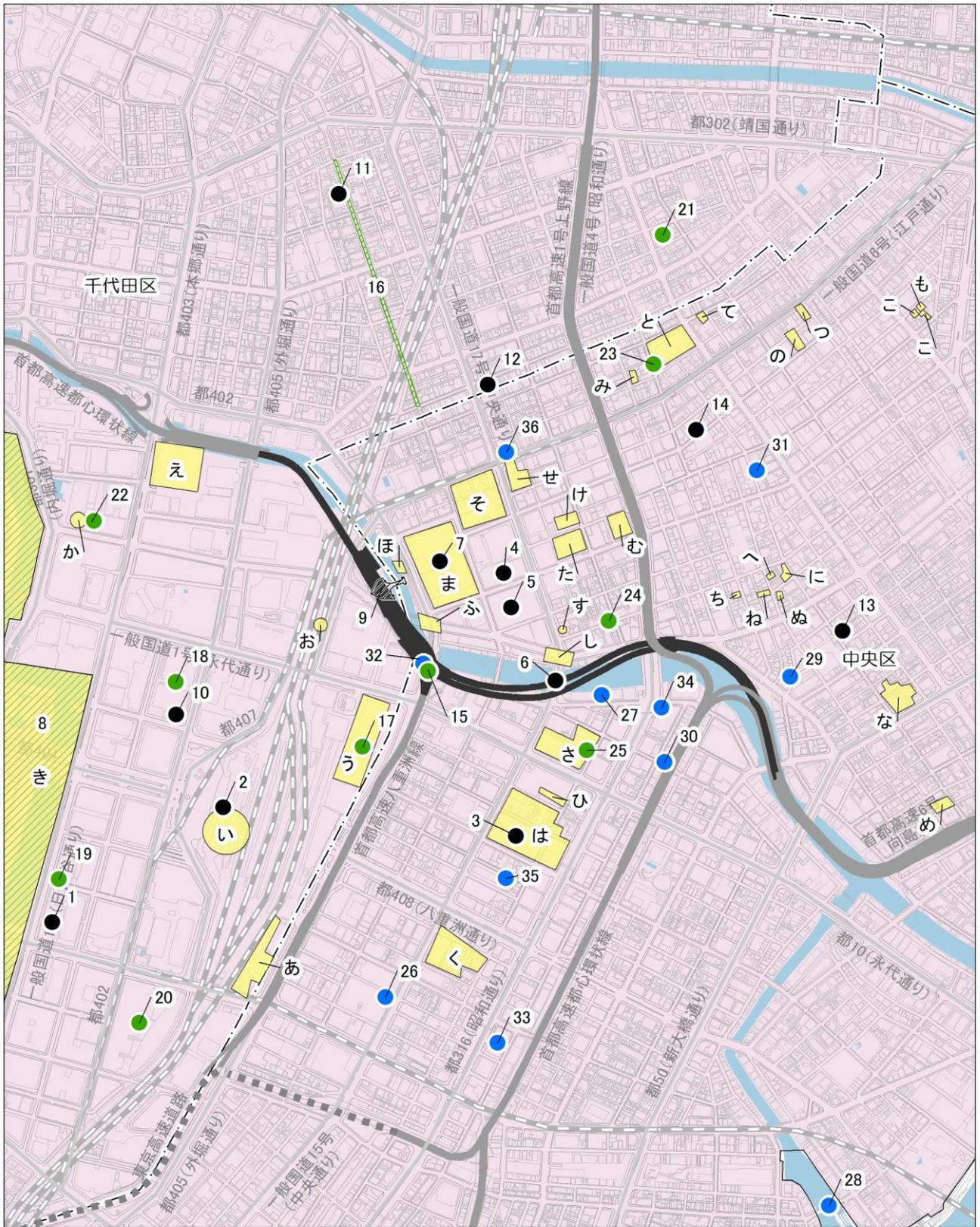
計画道路は、江戸遺跡の範囲内にあり、計画道路周辺には合計 35 件の埋蔵文化財包蔵地が存在します。

表 7.9-2 計画地及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地

図中記号	遺跡名	所在地	遺跡の種別	備考
あ	丸の内一丁目遺跡	千代田区 丸の内一丁目	城館	-
い	千代田区No.51 遺跡	千代田区 丸の内一丁目	墓地跡	-
う	東京駅八重洲北口遺跡	千代田区 丸の内一丁目	包蔵地・屋敷	-
え	大手町一丁目遺跡	千代田区 大手町一丁目	城館・屋敷・その他 (石垣)	-
お	千代田区No.14 遺跡	千代田区 大手町二丁目	単独出土地	-
か	千代田区No.40 遺跡	千代田区 大手町二丁目	単独出土地	-
き	江戸城跡	千代田区 千代田 皇居外苑 北の丸公園	城館	国指定 特別史跡
く	京橋一丁目遺跡	中央区 京橋一丁目	屋敷	-
け	中央区No.114 遺跡	中央区 室町二丁目	屋敷	-
こ	中央区No.121 遺跡	中央区 東日本橋三丁目	屋敷	-
さ	日本橋一丁目遺跡	中央区 日本橋一丁目	包蔵地	-
し	中央区No.13 遺跡	中央区 日本橋室町一丁目	その他(上水路跡)	-
す	中央区No.63 遺跡	中央区 日本橋室町一丁目	屋敷(町屋)	-
せ	中央区 No. 132 遺跡	中央区 日本橋室町三丁目	屋敷(町屋)	-
そ	日本橋室町三丁目遺跡	中央区 日本橋室町三丁目	屋敷	-
た	中央区No.96 遺跡	中央区 日本橋室町二丁目	屋敷	-
ち	中央区No.105 遺跡	中央区 日本橋小舟町	屋敷(町屋)	-
つ	中央区No.73 遺跡	中央区 日本橋小伝馬町	屋敷(町屋屋敷)	-
て	中央区 No. 133 遺跡	中央区 日本橋小伝馬町	屋敷(町屋)	-
と	中央区No.77 遺跡	中央区 日本橋小伝馬町	屋敷	-
な	中央区No.52 遺跡	中央区 日本橋人形町一丁目	屋敷(町屋)	-
に	日本橋人形町三丁目 (第2次)遺跡	中央区 日本橋人形町三丁目	屋敷(町屋屋敷)	-
ぬ	日本橋人形町三丁目遺跡	中央区 日本橋人形町三丁目	屋敷(町地)	-
ね	中央区No.39 遺跡	中央区 日本橋人形町三丁目	屋敷(町屋)	-
の	中央区No.88 遺跡	中央区 日本橋大伝馬町	屋敷(町屋)	-
は	中央区No.31 遺跡	中央区 日本橋二丁目	屋敷	-
ひ	日本橋二丁目遺跡	中央区 日本橋二丁目	屋敷(武家屋敷・町屋)	-
ふ	中央区No.2 遺跡	中央区 日本橋本石町一丁目	貝塚	-
へ	中央区No.93 遺跡	中央区 日本橋人形町三丁目	屋敷(町屋)	-
ほ	中央区No.55 遺跡	中央区 日本橋本石町三丁目	その他(護岸盛土)	-
ま	中央区No.1 遺跡	中央区 日本橋本石町二丁目	包蔵地・集落	-
み	中央区No.101 遺跡	中央区 日本橋本町四丁目	屋敷(町屋)	-
む	中央区No.90 遺跡	中央区 日本橋本町二丁目	屋敷(町屋)	-
め	中央区No.111 遺跡	中央区 日本橋蠣殻町一丁目	屋敷	-
も	中央区No.26 遺跡	中央区 東日本橋三丁目	社寺	-

注 1) 表中の図中記号は図 7.9-1 番号に対応します。

資料 1) 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都ホームページ、平成 30 年 8 月閲覧)



凡例

- |                             |   |                                  |
|-----------------------------|---|----------------------------------|
| <p>■ 計画道路</p> <p>--- 区界</p> | <p>● 有形文化財</p> <p>● 国</p> <p>● 都</p> <p>● 区</p> | <p>■ 埋蔵文化財</p> <p>■ 江戸遺跡の範囲内</p> |
|-----------------------------|---|----------------------------------|

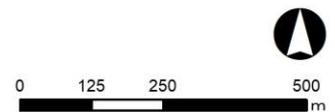


図 7.9-1 計画地及びその周辺の指定・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地

- 資料1) 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ、平成30年6月閲覧)  
 資料2) 「東京都文化財情報データベース」(東京都ホームページ、平成30年6月閲覧)  
 資料3) 「千代田区の文化財」(千代田区立日比谷図書文化館ホームページ、平成30年6月閲覧)  
 資料4) 「千代田区行政基礎資料集(平成29年版)」(平成29年8月、千代田区)  
 資料5) 「中央区文化財」(中央区ホームページ、平成30年6月閲覧)  
 資料6) 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都ホームページ、平成30年8月閲覧)

#### ウ. 法令等による基準等

計画地内には国の指定文化財として日本橋及び常盤橋門跡、東京都の指定文化財として一石橋迷子しらせ石標、中央区の区民文化財として一石橋の親柱があります。また、計画地近傍には中央区の指定文化財として日本橋野村ビルディング旧館があります。本事業の実施により、これら文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、「東京都文化財保護条例」、「中央区文化財保護条例」(昭和 63 年 4 月 中央区条例第 29 号)に基づき、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可を受ける必要があります。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地として、計画地内には千代田区 No. 30 遺跡、計画地近傍には中央区 No. 13 遺跡、中央区 No. 2 遺跡、中央区 No. 55 遺跡があります。そのため、「文化財保護法」第 93 条第 1 項に基づき、工事着手の 60 日前までに埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会から保護のうえで必要な指示があった場合は、遺跡の取り扱いについて千代田区教育委員会、中央区教育委員会と協議する必要があります。

なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、「文化財保護法」第 96 条第 1 項に基づき、その現状を変更することなく、千代田区教育委員会、中央区教育委員会を経由して、東京都教育委員会に遺跡の発見届を遅延なく提出する必要があります。

## 7.9.2 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、「施設の建設に伴う対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度」としました。

### (2) 予測の対象時点

工事の施行中の適切な時点としました。

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じ、計画道路及びその周辺としました。

#### (4) 予測手法

##### ア. 工事の施行中

###### i. 計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度

施工計画に基づき、計画地内の文化財の現状変更の程度または周辺地域の文化財の損傷等の程度を把握して予測する方法としました。

###### ii. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

施工計画に基づき、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を把握して予測する方法としました。

#### (5) 予測結果

##### ア. 工事の施行中

###### a. 計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度

計画地内の国指定史跡の「日本橋」、「常盤橋門跡」及び計画地近傍の中央区指定文化財の「野村ビルディング旧館」については、現状変更、損傷等が生じないように、非開削工法で工事を行います。

また、都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」、中央区区民文化財の「一石橋の親柱」に対しては、本事業の実施により直接改変される可能性があることから、門跡、石碑及び銘板等は文化庁の現状変更協議を行うとともに、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可及び指示を受けて、適切な場所に移設、保管し、工事完了後に現状復旧する措置を行います。

したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理には支障は生じないと予測します。

###### b. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会からの指示、千代田区教育委員会、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図ります。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図ります。工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議し適切な対応を図ります。

したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理には支障は生じないと予測します。

### 7.9.3 環境保全のための措置

#### (1) 工事の施行中

##### 【予測に反映した措置】

- ・ 計画地内の国指定史跡の「日本橋」、「常盤橋門跡」及び計画地近傍の中央区指定文化財の「野村ビルディング旧館」については、現状変更、損傷等が生じないように、非開削工法で工事を行います。
- ・ 都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」、中央区区民文化財の「一石橋の親柱」に対しては、本事業の実施により直接改変される可能性があることから、門跡、石碑及び銘板等は文化庁の現状変更協議を行うとともに、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可及び指示を受けて、適切な場所に移設、保管し、工事完了後に現状復旧する措置を行います。
- ・ 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に対しては、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会からの指示、千代田区教育委員会、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図ります。
- ・ 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図ります。
- ・ 工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議し適切な対応を図ります。

#### 7.9.4 評価

##### (1) 評価の指標

評価の指標は、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」、「千代田区文化財保護条例」、「中央区文化財保護条例」等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守することとしました。

##### (2) 評価結果

###### ア. 工事の施行中

###### a. 計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度

計画地内の国指定史跡の「日本橋」、「常盤橋門跡」及び計画地近傍の中央区指定文化財の「野村ビルディング旧館」については、現状変更、損傷等が生じないように、非開削工法で工事を行います。

また、都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」、中央区区民文化財の「一石橋の親柱」に対しては、本事業の実施により直接改変される可能性があることから、門跡、石碑及び銘板等は文化庁の現状変更協議を行うとともに、東京都教育委員会、中央区教育委員会の許可及び指示を受けて、適切な場所に移設、保管し、工事完了後に現状復旧する措置を行います。

したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと予測され、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考えます。

###### b. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に対しては、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会からの指示、千代田区教育委員会、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図ります。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図ります。工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議し適切な対応を図ります。

したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないと予測され、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考えます。

